

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める  
意見書（案）

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和 7 年度には法制度化し、令和 8 年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和 5 年度から各地で試行的な事業が行われている。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、国に対して、以下の事項についての特段の取組を求める。

記

- 1 試行的事業の職員配置や設備基準は、一時預かり事業と同様の基準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。
- 2 試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は 10 時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにバラつきが生じることが想定されるため、地域ごとに特性があることを踏まえ、地域事情に配慮した財政措置を講じること。
- 3 障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受け入れに必要な加配職員を確保するための財政措置を講じること。
- 4 こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 28 日

様

和歌山県議会議長 鈴木 太雄  
(提出者)

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣 (こども政策、少子化対策)